質問第三一号

ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月十六日

石橋通宏

参議院議長　関口昌一　殿

ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問主意書

金融活動作業部会（以下「ＦＡＴＦ」という。）は、令和四年十月以降、ミャンマーを「行動要請対象の高リスク国・地域」（いわゆるブラックリスト。以下「リスト」という。）に指定し、加盟国に強化された顧客管理（以下「ＥＤＤ」という。）の適用を求めている。令和八年十月三十日に開催されたＦＡＴＦ総会では、資金洗浄の捜査・訴追等の項目が未了であること、特殊詐欺等が依然として広範に及んでいることなどを理由に、同国を引き続きリストに指定するとともに、令和九年二月までに進展がなければ対抗措置を検討する旨表明したと理解している。

一方、同日のロイター通信は、日本政府関係者等の話として、日本がＦＡＴＦにおいてミャンマーをリストから除外するよう働きかけていたこと、その目的が「事業を行いやすくし、経済回復を助けるため」であったこと及び少なくとも日本以外の他のアジアの主要国一箇国も同様の働きかけを行っていたことを報じた。

本件に関し、令和八年十一月四日に私の事務所において、財務省及び外務省の担当者は口頭で、「報道の

ような働きかけを行った事実はない。」と説明した。しかし、政府としての公式な見解は未だに示されておらず、政府としてロイター通信に抗議又は訂正の要請を行ったとの事実も確認されていない。

令和八年四月一日の参議院政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会において、茂木敏充外務大臣は、ミャンマーの偽りの選挙によって成立した政権について、在ミャンマー日本国大使館に、大使ではなく臨時代理大使を置き、かつ、ミャンマー側にその同意を求めないことで、事実上承認していないとする態度を示している旨の答弁をしている。しかし、ロイター通信による報道が事実であれば、同答弁と矛盾するとともに、「ミャンマーの民主化を支持する」とする政府の立場とも、「法の支配の尊重」を訴える政府の姿勢とも、相容れないと言わざるを得ない。ミャンマー軍は、今もなお、連日のように市民に対する空爆や砲撃を続けており、多くの市民の命が奪われ、国内避難民も増加を続けている。さらに、同年十月には、ロイター通信が、ミャンマー軍政が書類を偽装してイラン産ジェット燃料を輸入していたと報じている。リストからの除外は、軍の資金調達、そして武器・ジェット燃料の調達などを容易にするものであり、到底看過できない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　令和四年十月の指定以降、政府はＦＡＴＦの総会、作業部会、その他の公式・非公式の準備会合やＦＡＴＦ関係者との打合せ等において、ミャンマーについて次の各事項のいずれかを提案又は支持する旨を表明したことがあるかそれぞれ示されたい。

１　リストからの除外

２　ＥＤＤ要請の解除又は緩和

３　いわゆるグレーリスト（監視強化国・地域）への移行

４　対抗措置の検討の先送り又は行動計画の期限の延長

二　前記一の事項について、いずれもないとするのであれば、「報道にあるような働きかけを行った事実はない。」というのが政府の公式の見解と理解してよいか示されたい。

三　前記一の事項について、ＦＡＴＦの会合以外の場、例えばＦＡＴＦ事務局、議長国、他の加盟国、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（ＡＰＧ）との二国間又は非公式の協議などにおいて、働きかけを行ったことはあるか示されたい。

四　政府は、報道にある日本政府関係者の発言について、ＦＡＴＦに直接的又は間接的に関わる日本政府関

係者に対し、事実確認を行ったか示されたい。報道が事実に反するとする場合、ロイター通信に正式に訂正を求めたか示されたい。求めていないのであれば、その理由を示されたい。

五　ミャンマー軍又は軍政側若しくは軍又は軍政と接点のある我が国関係者から、我が国に対し、リスト指定の解除に向けた支援や理解を求める要請はあったか示されたい。あったのであれば、その時期、経路、要請者、要請内容及び政府の対応を示されたい。

六　ＦＡＴＦにおける我が国の対応方針は、どの府省が、どのような手続で決定しているのか示されたい。また、ミャンマーの取扱いに関して、首相官邸又は与党議員若しくはその関係者から、当該担当部署又は担当者に対し、何らかの指示や要請、陳情、確認を受けたことはあるか示されたい。あったのであれば、その時期、経路、要請者、要請内容及び政府の対応を示されたい。

七　ＦＡＴＦは、ミャンマーのリストに関し、未了の項目として次の二つを挙げている。

１　資金情報機関（ＦＩＵ）による分析及び情報提供の強化

２　リスクに応じた資金洗浄の捜査及び訴追

政府は、この二項目について、ミャンマーが十分な進展を示したと評価しているか示されたい。また、

軍政側は十五項目中十三項目を達成したと主張しているが、政府はこの主張を妥当と認めるか示されたい。

八　ミャンマー国内を拠点とする特殊詐欺による日本人の被害や、日本人が加担させられた事案について、政府はその実態をどのように把握しているか示されたい。また、この実態をＦＡＴＦにおける我が国の対応にどのように反映させるか示されたい。

九　令和九年二月に予定される次期ＦＡＴＦ総会について、行動計画が完了し、実効性ある成果が検証可能な形で確認されない限り、我が国はミャンマーのリストからの除外、ＥＤＤの解除又はグレーリストへの移行を提案又は支持しないと理解してよいか示されたい。また、対抗措置が検討される場合、我が国はどのような立場で臨むのか示されたい。

十　ＦＡＴＦは、リスト指定によって人道支援、非営利団体の活動及び送金が妨げられてはならないとしている。市民団体や在日ミャンマー人による送金が国内金融機関で拒絶され、又は遅延している実態を、政府は把握しているか示されたい。また、この原則を国内金融機関にどのように周知しているか併せて示されたい。

十一　政府は、軍政下で発足したとされる「新体制」を今もなお承認していないと理解してよいか示されたい。また、ミャンマーに対する新規の政府開発援助（ＯＤＡ）を再開する方針・予定はないと理解してよいか示されたい。

十二　笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表は、令和八年八月及び十月にミン・アウン・フライン前国軍司令官と会談した。これらの会談は政府の指示又は依頼に基づくものか示されたい。また、これらの会談において、ＦＡＴＦの指定、経済協力又は政府開発援助の再開が話題となったか示されたい。

十三　報道によれば、令和八年六月及び十月に、米国とミャンマー軍政との協議が東京で三度にわたって開催され、米国側は、マイケル・バンス米国国務次官補（情報調査担当）を始め十二人を超える当局者が参加したと伝えられているが、政府はこの協議にどのように関与したか示されたい。また、この協議において、ＦＡＴＦにおけるミャンマーの取扱いが話題となったか示されたい。

十四　米国は、ミャンマー外国貿易銀行（ＭＦＴＢ）及びミャンマー投資商業銀行（ＭＩＣＢ）を、軍の武器調達に関与したとして制裁対象に指定している。政府は、これらの銀行を対象とする外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく資産凍結等の措置を検討しているか示されたい。検

討していないのであれば、その理由を示されたい。

右質問する。